

社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団
職員採用候補者試験案内 2019

平成 30 年 6 月 1 日

〒424-0905 静岡市清水区駒越西 2 丁目 10-10
(電話 054-335-5050)

次のとおり、社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団職員採用試験を行います。

1 職種及び採用予定人員について

職種	採用人員	職務内容
生活支援員	若干名	利用者の生活や学習、生産活動等の支援に従事します。

2 受験資格について

(1) 昭和 54 年 4 月 2 日以降に生まれた者

ただし、支援員については社会福祉士、介護福祉士、保育士又は社会福祉主事のいずれかの資格を有していない方については、採用後 5 年以内に社会福祉主事資格認定通信課程を自費にて受講し、資格を取得していただきます。

(2) 次の各号の一に該当する者は、受験できません。[職員就業規程より抜粋]

(欠格事項) 第 7 条 次の各号の一に該当する者は職員となり、又は試験若しくは選考を受けることができない。 (1) 被成年後見人及び被補佐人 (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 試験の方法について

(1) 試験方法

第一次試験（小論文、面接）及び第二次試験（面接）とする。

(2) 試験日

ア 第一次試験 平成 30 年 8 月 19 日(日)・22 日(水)の希望する日

イ 第二次試験 平成 30 年 8 月 31 日(金)

(3) 試験日程及び試験会場

試験	試験日及び日程		試験会場
第一次試験	09 時 00 分～09 時 20 分	受 付	社会福祉法人 静岡市しみず社会福祉事業団 本館 2 階会議室
	09 時 25 分～10 時 25 分	小 論 文	
	10 時 30 分～	個 人 面 接	
第二次試験	最終候補者面接		

※ 第二次試験の日程については、第一次試験合格者に通知します。

(4) 第一次試験合格者の決定及び発表について

試験の成績により合格者を決定し、発表は8月24日以降に、可否を受験者全員に文書で通知します。

4 受験手続について

(1) 試験申込書等提出書類は社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団事務局で平成30年7月2日(月)からお渡しします。

ア 試験申込書等の配布期間及び時間

平成30年6月1日(月)～平成30年8月3日(金)(ただし、土・日曜日を除く)

イ 配布時間 午前8時30分から午後5時まで

(2) 試験申込書等を郵送により請求する場合は、封筒に「試験申込書等請求」と明記のうえ、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(定型外)を同封して、社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団事務局まで郵送請求してください。

(2) 申込方法は、申込書に必要事項を記入し、社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団事務局へ提出してください。また郵送による申込みの場合は、封筒に「受験申込」と朱書してください。申込みの締切りは、8月6日(月)までとします。(郵送の場合は、必着のこと。)

(4) 提出書類

ア 受験希望日 1通

イ 社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団職員採用候補者受験申込書 1通

ウ 履歴書(事業団指定用紙 平成30年8月1日現在) 1通

エ 自己紹介書 1通

オ 受験票(事業団指定用紙) 1通

カ 宛先を明記した事業団指定封筒(82円切手添付の封筒) 2通
(受験票及び試験結果の送付用)

※ 履歴書及び受験票には写真(脱帽で上半身、縦4cm×横3cm)を貼付のこと

(5) 受験票の送付

8月9日(木)までに送付します。受験票がその期日までに届かない場合は、社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団事務局まで御連絡ください。

5 合格から採用まで

最終合格者の発表は、平成30年9月中旬(予定)に、可否を文書で通知します。

なお、採用年月日は、平成31年4月1日付です。

6 給与等について

(1) 給与(平成30年4月現在) 大学卒 172,900円

ア 就職歴等により初任給調整(前歴換算)があります。

イ この他、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、資格手当(国家資格取得者のみ対象[社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士等])が規定により支給されます。

ウ 平成30年度新規採用職員実績 172,900円～216,600円

エ 給与関係の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(2) 期末・勤勉手当（賞与）

夏（6月）	1.925月
冬（12月）	2.075月
合計	4.000月

※ただし、採用1年目は2.6525月の支給。

(3) 勤務時間（4週8休制度）

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、配属施設により月1～2回の土曜日勤務があります。

(4) 休日

日曜日及び土曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

(5) 休暇

ア 年次有給休暇は採用時（4月）から翌年3月末までの間に20日を付与、1時間単位から使用可能。（前年付与日数は繰越可能。ただし最大40日まで。）

イ その他、病気休暇、介護休暇、特別休暇（結婚休暇、夏季休暇等）があります。

7 その他

詳細については、下記までお問い合わせください。

<p style="text-align: center;">社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団事務局 〒424-0905 静岡市清水区駒越西2丁目10-10（電話 054-335-5050）</p>
